「日本一美しい村くまむらの COOLCHOICEVILLAGE への挑戦」に関する普及啓発事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1　目的

温室効果ガスの排出削減に向け、球磨村では、公共施設の省エネ化・再エネ化（太陽光発電や LED 照明の導入）、公用車の一部 EV 化や充電インフラの整備など温暖化対策を実行してきた。一方で、家庭・業務部門における 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標（2013 年度年 4 割削減）の達成に向けては、中小零細企業・村民一人一人の温暖化対策に対する自発的な行動を促進することが必要である。

本村は「豊かな心と美しい水と緑と人が輝く酸素ちょっと濃いめの生き活き山村くまむら」を将来像とし、「住む人が主役となって、この村が持つ豊かな地域資源を見直し、磨き上げ、協働して豊かなむらづくりを行っていくこと」を目指している。そこで本事業では、球磨村の将来像と温暖化対策の必要性を踏まえ、また、村の強みを活かし、球磨村を“COOL CHOICE VILLAGE”にすることを目的とする。

本事業を行うにあたっては、村長が先頭に立ち、球磨村の主要な団体である球磨村森林組合、教育委員会、ふれあいまつり”くまむら“実行委員会、球磨村商工会、地域新電力である株式会社球磨村森電力と連携し、地域循環圏の創出にも資する COOL CHOICE 普及啓発事業を実施する。

2　委託業務の概要

(1)　委託業務名

「日本一美しい村くまむらの COOLCHOICEVILLAGE への挑戦」に関する普及啓発事業業務委託（以下、本業務と略記する）

(2)　業務内容

別紙「「日本一美しい村くまむらの COOLCHOICEVILLAGE への挑戦」に関する普及啓発事業業務委託仕様書」のとおり

(3)　委託期間

委託契約締結の翌日から令和 2 年 1 月 31 日

(4)　支払条件

業務完了後一括払い

(5)　事業費限度額

4,195,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、見積書の金額が事業費限度額を超過した場合は失格とする。

(6)　契約方式

プロポーザルにより選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約とする。

(6)　特記事項

本業務は、平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）を利用して行うものである。このため、当該補助申請が採択されない場合は、本業務の発注を中止する。

また、業務の発注が中止された場合であっても、発注者は、本プロポーザルのために要した経費を補償しない。

3　委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4　参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

(2)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者

(3)　租税を完納している者

(4)　この公告の日から審査完了の日までの間に、本村から指名停止の措置を受けていない者

(5)　球磨村公共工事関係業務委託契約約款（平成 23 年球磨村告示第 74 号）第 43 条第 1 項第 6 号のアからオに該当しないこと

(6)　本業務を一括再委託しない者

(7)　本業務と同様の事業を受託した実績を有していること

(8)　熊本県内に本店または支店があり、球磨村で行う打ち合わせ等に出席できること

5　スケジュール

公募開始	令和元年 5 月 21 日（火）	
質問受付期限	令和元年 5 月 23 日（木）	17 時まで
質問に対する回答	令和元年 5 月 28 日（火）	
参加申込受付期限	令和元年 5 月 31 日（金）	17 時まで
企画提案書等提出期限	令和元年 6 月 11 日（火）	17 時まで
審査結果通知（予定）	令和元年 6 月 21 日（金）	

※上記日程は変更する場合があります。変更する場合は、事前に連絡します。

6　質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1)　質問の受付

ア　受付期限

令和元年 5 月 23 日（木）17 時まで（必着）

イ　提出方法

電子メールにてメール本文に質問内容を記載し（ファイル添付は受け付けない）提出すること。メール標題は「質問：COOLCHOICE プロポーザル」とし、必ず電話にて受理の確認をすること。

ウ　提出先

球磨村役場企画振興課（以下「主管課」という。）kikaku@kuma.kumamoto.jp

(2)　質問の回答

受け付けた質問に対する回答は、令和元年 5 月 28 日（火）までに質問者に対して電子メールにて回答する。

7　参加申込書の提出

(1)　提出書類

ア　公募型プロポーザル参加申込書（様式第１号）：　１部

イ　会社概要（様式第２号）：　１部

ウ　実績調書（様式第３号）：　１部

エ　その他添付書類：　各１部

①　実績調書に記載された業務の契約書（写し）

(2)　提出期限

令和元年 5 月 31 日（金）17 時まで（必着）

(3)　提出場所

主管課

(4)　提出方法

郵送のみの受け付けとし、持参は認めない。郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合一切受け付けない。

8　企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出あったとしても、審査対象から除外する。

(1)　提出書類

ア　企画提案書（様式第４号）

イ　企画提案書（本編　※様式は自由）

ウ　見積書（様式第５号）及び見積内訳書（※様式は自由）

エ　業務実施体制（様式第６号）

オ　技術者等経歴書（様式第７号）

カ　その他添付書類：　各１部

（球磨村工事入札参加者資格審査申請を提出していない者に限る）

①　商業登記簿謄本（原本）３箇月以内に発行されたもの

②　印鑑証明書（原本）

③　決算書（財務諸表等）直近３年分

④　国税及び県税並びに市町村税に未納がないことの証明書

(2)　提出期限

令和元年 6 月 11 日（火）17 時まで必着

(3)　提出部数

正本：1 部、副本 5 部

(4)　提出場所

主管課

(5)　提出方法

郵送のみの受け付けとし、持参は認めない。郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合は、一切受け付けない。

9　審査及び選定方法

審査等については次のとおりとする。

(1)　選考方法

審査を行うため、「(仮称) COOLCHOICE 委託業務プロポーザル審査会 (以下「審査会」という。)」を設置する。なお、審査は非公開とし、評価、採点に関する問い合わせや異議は一切受け付けない。

(2)　審査方法

審査会において、提案書及び見積書の書類審査を行う。

審査の結果は、令和元年 6 月 21 日(金)17 時までに電子メールで通知する。

(3)　選定方法

評価基準書により審査を行い、最も評価点の高いものを第一優先交渉権者とする。

①　選定にあたり、評価点が同点の物が２者以上あるときの対応

○見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

○見積価格が同じの場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

②　有効な企画提案者が１者のみのときは、平均評価点が７０点以上であり、審査会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とする。

10 契約締結

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで随意契約により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

11 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
(2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
(5) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合
(6) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
(2) 企画提案書は、１社１案とする。
(3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
(4) 書類提出後の提案等の修正または、変更は一切認めない。
(5) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しない。
(6) 選定に関する異議は一切受け付けない。
(7) 本事業の成果物等にかかる権利は、球磨村に帰属する。

13 担当部署（書類等提出先）

球磨村役場　企画振興課　企画広報係　担当：友尻

〒869－6401　熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

e-mail：kikaku@kuma.kumamoto.jp

ＴＥＬ：0966-32-1114

ＦＡＸ：0966-32-1230